（案）

借　上　契　約　書

１　件　　名　　広告入り玄関マットの借上
２　借上物件　　広告入り玄関マット
３　借上金額　　一金０円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額一金０円）
４　借上枚数　　●枚
５　借上期間　　仕様書のとおり
６　設置場所　　仕様書のとおり
７　契約保証金　　免除

岸和田市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、上記物件の借上に関し、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、別紙仕様書により乙から頭書のとおり物件を借り上げるものとする。

（費用負担）

第２条　この契約の締結並びに物件の設置及び撤去に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

（物件の引渡し）

第３条　乙は、設置場所に物件を設置し、甲が使用できる状態に調整した後、甲に引き渡すものとする。

（物件の設置場所及び使用について）

第４条　甲は、乙に対し物件の設置場所を提供するとともに、設置に支障がないように、場所を確保するものとする。

２　甲は、物件を本来の用法に従い使用し、善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。

３　乙は、甲から物件の破損又は汚損が著しい旨の連絡があった場合は、速やかに対処するものとする。

４　甲の過失により物件が破損した場合は、甲の負担において修理するものとする。

（物件の点検等）

第５条　乙は、借上期間中設置場所に立ち入って物件を点検することができるものとする。この場合において、乙は、その身分を証明する証票を携行しなければならない。

（物件の現状変更）

第６条　甲は、物件を仕様に示す以外の他の場所に移すときは、あらかじめ、乙の書面による承諾を得るものとする。ただし、乙がその必要がないと認めたものについては、この限りでない。

（物件の事故処理）

第７条　物件について、盗難、滅失、損傷等の事故（次項に規定する事故を除く。）が発生し、乙の所有権が回復する見込みがない場合又は修理不能になった場合は、甲は、乙に確認を求め、この契約を終了することができる。

２　物件自体に起因した事故が発生し、修理不能となった場合は、甲は、乙に確認を求め、この契約を終了することができる。ただし、乙が新たに同様の物件を設置する場合にあっては、この限りではない。

３　前２項の場合において、物件に係る損害賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

（責任分担）

第８条　物件の設置、保管及び使用によって、第三者が損害を受けた場合は、甲の責任と負担で解決するものとする。この場合において、物件自体の性能不備を起因として第三者が損害を受けたことが明らかな場合は、甲は乙に対し、その損害に係る負担を求めるものとする。

２　第三者が被った損害の原因の特定が困難な場合は、甲乙協議して責任及び負担を定めるものとする。

３　乙は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

（権利譲渡の禁止）

第９条　乙は、この契約上の権利の全部若しくは一部を他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（業務の委託）

第 10 条　乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、乙の責任において第三者に委託することができる。

（特許権等の使用）

第 11 条　乙は、この契約の履行のため、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

（契約の解除）

第 12 条　甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、この契約を解除することができる。

２　甲又は乙において、当該契約による物件設置の継続に困難な事由が生じた場合は、甲乙協議のうえ、この契約を解除できるものとする。

３　甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が岸和田市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例施行規則第２条各号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるときは、催告なしにこの契約を解除できるものとする。

４　甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。）又は乙の行為が岸和田市広告収入事業実施要綱（以下「要綱」とする。）第 10 条各号のいずれかに該当すると認められるときは、催告なしにこの契約を解除できるものとする。なお、要綱が改正された場合は、改正後の内容に従うものとする。

５　第１項及び第２項の場合の損害賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

６　第３項及び第４項の規定において契約を解除したときの一切の責任は、乙が負うものとする。

（返還）

第 13 条　この契約が前条第１項、第 2 項及び第３項の規定により解除された場合は、甲は

速やかに物件を乙に返還するものとする。

２　前項の規定による返還に伴う費用は、原因者の負担とする。

（借上期間終了時の措置）

第１４条　乙は、借上期間が終了したときは、直ちに甲の立ち会いのもと物件を撤去しなければならない。ただし、乙の希望により契約を更新する場合はこの限りではない。

２　前項のただし書の規定は、甲が契約期間満了の６か月前までに乙に通知があった場合に限る。

（秘密の保持）

第１５条　乙は、この契約の履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（疑義の決定）

第１６条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

年　　月　　日

甲　住所　岸和田市岸城町７番１号

氏名　岸和田市長　永野　耕平

（財務部行財政改革課取扱い）

乙　住所

氏名

仕様書

１　件　　名　　広告入り玄関マットの借上

２　借　上　物　件　　広告入り玄関マット

３　借　上　期　間　　●年●月●日から●年●月●日まで

４　設置場所及び枚数

施設名	所在地	設置場所	枚数	サイズ（縦cm×横cm）	借上期間

５　広告入り玄関マットの仕様について

材質等については、靴底のクリーニング機能、防塵機能、防炎機能、吸水機能及び滑り止め機能を持つもので、通行に支障のないものであること。

６　広告の内容及びデザインについて

（１）岸和田市広告収入事業実施要綱第５条に該当しないものであること。

（２）マットのデザイン及び色調は、設置場所が公共用施設であることを十分に考慮し、施設にふさわしいものとなるよう配慮すること。

７　その他

（１）マットの維持管理は、マット提供事業者において行うものとする。

（２）マットの洗浄は原則月２回とし、費用はマット提供事業者が負担すること。通常の交換以外にも、マットに著しい汚損等が生じ、市が交換を依頼した場合は、交換を実施すること。洗浄時における交換用マットを必ず作成すること。

（３）マットの設置及び撤去作業については、マット提供事業者の負担及び責任において行うこと。

（４）広告の内容やデザイン等の変更を希望する場合は、変更希望日の１か月前までに、市に書面で申し込むこと。